

さかの樹PRリーフレット制作業務委託仕様書

1 委託業務名

さかの樹PRリーフレット制作業務委託

2 事業の目的

県では、自然環境や生態系保全、生物多様性の観点から、もともと県内に自生している優良な広葉樹を母樹として認定し、そこから採取した種子で生育した苗木（65種）を「さかの樹」として認証する「さかの樹認証制度」を平成19年度から導入している。

本業務では、県産広葉樹苗木「さかの樹」のリーフレットを制作することで、県民の緑づくりに対する関心を高め、身近な緑づくりの推進を図ることを目的とする。

なお、各種イベントでは、本リーフレットと併せて、さかの樹の苗木を配布する。

3 業務の内容

次に掲げる業務を行うこととし、その他、「2 事業の目的」の達成に向けて、具体的な提案を盛り込むこと。

(1) 基本仕様

盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none">・さかの樹の制度趣旨・さかの樹の特徴 (写真の掲載は主要樹種のみとし、他はQRコードで、県HPへ誘導)・さかの樹苗木の在庫に関する問い合わせ先・苗木の植え方、緑化相談窓口（県HPへ誘導）
ターゲット	県民 (年代、性別を問わず、自宅での植栽を検討している方から、公園や道路の整備等を行っている業者まで幅広く)
配布想定シーン	<ul style="list-style-type: none">・県内の各種イベントにおけるさかの樹苗木配布と併せたリーフレット配布・各市町緑化担当課、各農林事務所、苗木供給機関等への配布
リーフレットイメージ	<ul style="list-style-type: none">・さかの樹を植えてみたいと思えるような、きっかけづくりになるもの・さかの樹についてわかりやすく伝えられるもの
部数	5,000部
電子フォーマット	PDF、AIなど

(2) 業務内容

- ①発注者との打ち合わせ、確認調整
- ②デザイン
- ③割り付け・文章校正・色校正・その他編集
※樹の写真データは県から提供可。
- ④印刷物・データの作成、納品

(3) 提案事項

以下の事項について企画提案し、プレゼンテーションで説明を行うこと。

- ・リーフレットの全体構成
- ・印刷サイズ・形式・ページ数
- ・紙質

4 提案事項

企画コンペにおいては、次の項目を企画提案し、審査会で説明を行うこと。

- (1) パンフレットの制作コンセプト、デザイン案
- (2) 全体構成案
- (3) 実施体制・スケジュール案
- (4) その他自由提案

5 委託期間

契約締結日から令和7年3月26日まで

6 委託料の支払

完了払

7 成果物

受託者は、業務完了後、以下の成果物を指定する時期に県に提出する。

- (1) 業務完了報告書（提出時期：業務完了後）
- (2) リーフレット印刷物（提出時期：作成時）
- (3) リーフレット電子データ（PDF、AIなど）（提出時：作成時）
- (4) その他、県が指定した書類、データ等

7 業務実施体制

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の遂行状況については、随時報告を行うものとする。

(3) 本業務の実施に当たって、業務の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

(4) 業務内容の確認

業務の実施に当たり、定期的に県と打合せを行うものとし、業務内容について、県から訂正指示があった場合は、速やかに対応するものとする。

8 留意事項

- (1) 本業務に係る必要な経費は、全て契約金額に含めるものとする。
- (2) 県が真にやむを得ないと判断した場合は、業務内容等を変更する場合がある。その際、県は事前に受託者との協議を行うものとする。
- (3) 本業務委託仕様書に明記していない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、県と十分に協議のうえ業務を遂行する。
- (4) 本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により一部再委託について佐賀県の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (6) 受託者は、本委託業務を履行する上で知りえた情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、個人情報を取り扱う場合には、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
また、受託者は、県の情報資産を取り扱う場合には、別記2「佐賀県情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。
- (8) 成果物は、県が自由に二次利用できるものとする。

- (9) 受託者は、県に対し、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (10) 本委託業務において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うものとする。